

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会
(産業財産権分野・コンテンツ分野合同会合 (第1回 : H28. 10. 24))
新たな情報財関連発言概要

- AI・ビッグデータに関する新たな情報財検討委員会には大変期待している。現在求められているのはイノベーションを通じた新しい産業の創出であり、ここに弾みをつける必要がある。
- 第一のインフラであるネットは、米国に取られているが、第二のインフラになるであろう AI は、まだ日本が確保できる可能性が残されている。農水や特許審査の分野でも応用可能であり、いずれ社会基盤になるもの。
- 情報財の生成、管理、解析、利用の各段階で関与している複数のステークホルダー間の利害を調和させ、情報財の流通、保護、利用を促進することが技術革新の鍵。
- AI、IoT、ビッグデータ等の新たな技術分野における急速な発展に対して、制度が追い付かなくなることを懸念。米国は判例の積み重ねで対応できるのに対し、日本は法律を変える必要がある。制度上の対応にはフレキシブルな仕組みが肝要。
- 生のデータそのものやビッグデータに関してどう保護するのかを議論してほしい。ビッグデータは集めるにもそれなりの投資が必要で、その投資インセンティブが保たれるような保護にすべき。
- データの利用者がたくさんになった時に、どう秘密が守られるのか、流出したらどうなるのかという点も含めて、今の不正競争防止法で十分耐えられるのかという点も検討すべき。
- データに関してもオープン・クローズというものが出てくると思う。契約で保護しつつ、相互に利用する、他者とともに利用するということが出てくるのが考えられる。
- ビッグデータの活用について、新たなビジネスモデルや生産工程、流通等の仕組み構築がなされ、それが特許の保護対象となり得る。
- 生データ、AI 創作物が検討され、その後、学習用データセット、学習済モデル等の新たな情報財の重要性も認識されるに至っている。
- 日本は、長い歴史の中で生み出した知恵や知見を利用するのが非常に上手い。AI そのものではなく、それをどうやって上手く使うかというところに権利を与えるような仕組みを日本が率先して進めるべき。“人間を介さない創作” に、日本が先走って権利を与える必要は無い。

以上